

行政評価の実施結果

—平成 18 年度実施事務事業—

平成 20 年 3 月

浜 田 市

目次

はじめに	1
行政評価とは	1
導入の目的	2
取り組み内容	2
評価の結果	6
一次評価結果	7
二次評価結果	12

はじめに

新浜田市では、平成 18 年 2 月に「浜田市行財政改革大綱」を策定し、聖域を設けずに、市民の視点に立った市民本位の行財政改革に取り組んでいます。

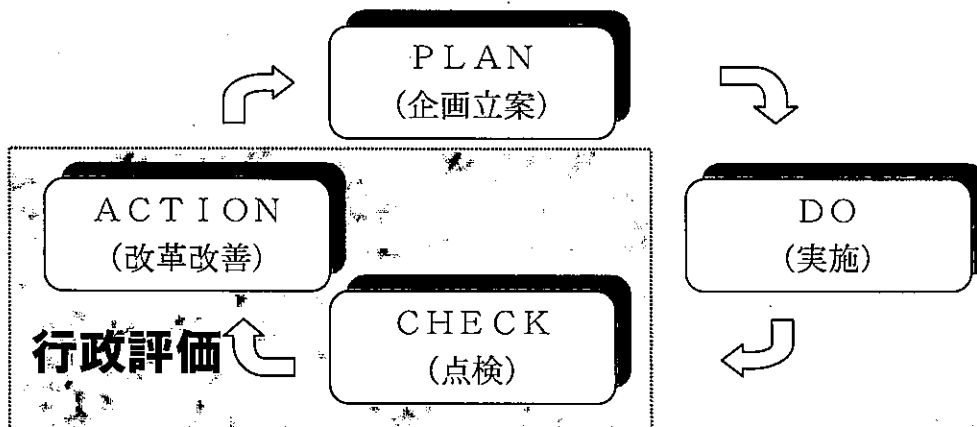
この大綱では、改革のテーマとして財政運営の健全化を掲げ、旧浜田市で平成 16 年度から実施してきた「行政評価制度による事務事業の見直し」に引き続き取り組むことにしており、この行政評価の積極的な推進を図ることにより、最少の経費で最大の効果を得られるような行政運営を進め、市民の満足度を高める市政の実現を目指しています。

平成 19 年度は、これまでの事業類型に補助金・交付金（団体等運営費補助）を加え、二次評価の対象として外部委員を交えたヒアリングを実施し、その結果を平成 20 年度以降の予算編成に反映させることとしました。

今後は、平成 19 年度の結果を踏まえ、問題点等を整理し、改善を加えながら行政評価に取り組んでまいります。

行政評価とは

行政評価とは、行政が行う施策や事業を「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うもので、より効果的・効率的な市政、市民にわかりやすい市政の運営を目指すものです。また、Plan-Do-Check-Action というマネジメントサイクルの Check-Action に相当するもので、実施した事業を客観的に評価し、その結果を翌年に活かしていく手段です。



導入の目的

行政評価実施の目的は、下記の4点です。

市民への説明責任の向上

施策・事務事業の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすい形で公表することによって、市民に対する説明責任の向上を図る。

職員の意識改革

施策・事務事業の目的意識・目的達成意識やコスト意識の浸透など、職員の意識改革を図る。

事務事業の効率性の向上

施策・事務事業の目的や目標を明確にし、その成果・結果を明らかにすることによって、当初設定した目標の達成度、費用対効果を客観的に評価し、手法等の改善を図る。

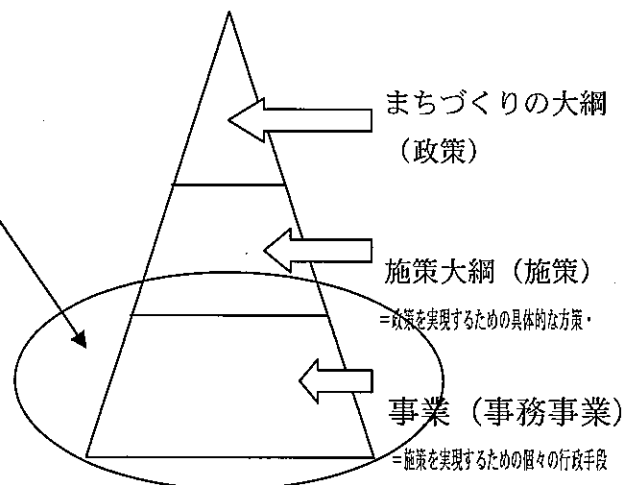
事務事業の見直し

不要・不急あるいは効果の小さい事務事業を明確にすることによって、事務事業の整理合理化や廃止及び事業費の削減を図る。

取り組み内容

(1) 評価の単位… **事務事業評価**

【浜田市総合振興計画の政策体系】



(2) 事務事業の体系化

平成 18 年度に実施した事務事業を、浜田市総合振興計画の施策体系に沿って体系化。

「政策」－「施策」－「事務事業」⇔「予算事業」

※運営費補助金についても事務事業（予算事業）として評価

(3) 評価の時期…事後評価

(4) 評価対象年度…平成 18 年度

(5) 評価の範囲…平成 18 年度に実施した全予算事業の内、175 事業を対象に評価を実施。

事業類型		説明	18年度 評価対象 事業数
①	施設の建設	市民利用施設等の建設	1
②	整備事業	道路や公園等の面整備	5
③	経常的事務事業	法により実施が義務付けられた事業、電算保守等の定型的業務	22
④	施設の管理・運営	市民利用施設をはじめとする施設の管理運営	14
⑤	ソフト事業	上記事業を除く自主事業	48
	補助金・交付金	団体等運営費補助	84
⑥	共通事務	庶務・経理などの各課共通事務	1
合 計			175

(6) 評価の方法

- ①評価は、一次、二次の2段階の評価とする。
- ②一次評価は、所管課長が主体となり実施し、所管部長（支所長）を經由し提出する。
- ③二次評価は、外部委員（浜田市行財政改革推進委員会委員より選任）及び内部委員（企画財政部長、企画財政部次長、財政課長、総務部次長）で構成する評価委員会でヒアリングを実施し評価する。ヒアリングには、事業毎に担当部長（支所長）、課長が説明員として出席する。

(7) 一次評価の視点

- 必要性・・・取り巻く環境の変化や、市民ニーズの状況などから、市が実施しなければならないものかどうか。
- 有効性・・・上位施策が目指している状態に対して、当該事務事業の寄与率が高いかどうか。
- 公平性・・・受益者以外の市民・団体との間で公平性に見直しの余地は無いか、必要以上のサービスになっていないかどうか。
- 効率性・・・他に効率的な実施主体がないか。また、行政サービス1単位当たりの費用が上昇していないかどうか。（補助・交付金は除く）
- 妥当性・・・補助対象経費や補助金額、補助率等が妥当か。また、それらの見直しがされているかどうか。（補助・交付金のみ）

(8) 二次評価の基準

- ①対象事業・・・補助金・交付金（団体等運営費補助）84事業
 - ②評価基準・・・下記評価基準により総合的に評価
- ※今回の行政評価（補助金・交付金 団体等運営費補助）については、市が交付する補助金についての評価を実施したもので、交付団体に対する評価ではありません。

総合評価	説明	
A	継続	
B	見直し	～10%削減
C	縮小	11%～50%削減
D	廃止	

・削減又は廃止については、段階的な実施も可。

(9) 各事業類型の評価項目

事業類型		一次評価				二次評価
		必要性	有効性	公平性	効率性 妥当性	総合評価
①	施設の建設	○	○	○	○	—
②	整備事業	○	○	○	○	—
③	経常的事務事業	—	○	○	○	—
④	施設の管理・運営	○	○	○	○	—
⑤	ソフト事業	○	○	○	○	—
	補助金・交付金	○	○	○	○	○
⑥	共通事務	—	—	○	○	—

(10) 評価結果の公表

- ① 閲覧用冊子を本庁、支所ロビーや、各連絡係に配置。
- ② 浜田市ホームページに掲載。

(11) 評価結果の活用

- ① 行政評価結果に基づき事業の方向性を検討し、事務事業の改善や、見直しを図り、予算編成などへの反映に努める。
- ② 特に補助金・交付金（団体等運営費補助）については、二次評価結果を平成20年度以降の予算編成に反映させる。
- ③ 平成19年度の事業評価実施に向けて、今年度の課題を整理し、手法の改善について検討していく。

評価の結果

部・支所	A	B	C	D	合計
総務部	4	2	1		7
企画財政部	1	1	3		5
市民福祉部	4	7	7	1	19
産業経済部	2	4	1		7
建設部		1	5		6
教育委員会	1	12	7	1	21
金城支所		1	2		3
旭支所			2		2
弥栄支所	2	1			3
三隅支所	2	8	1		11
合 計	16	37	29	2	84